

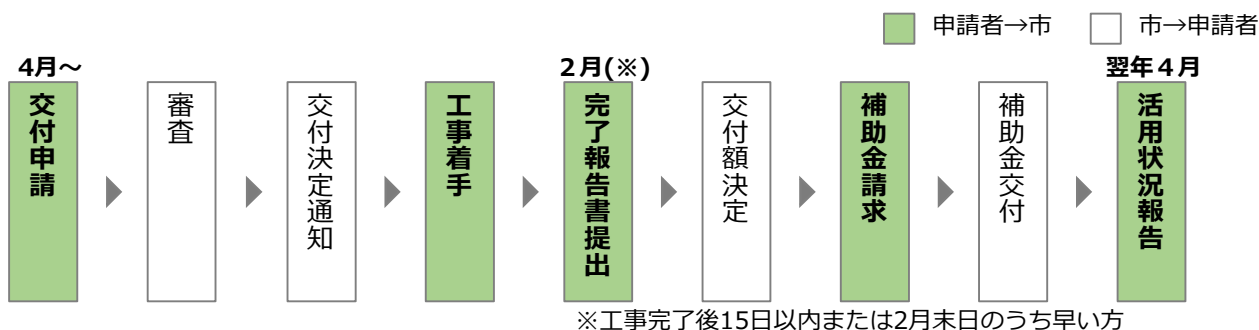
福岡市空き家活用補助金



福岡市では、市街化調整区域における定住化の促進を図るため、空き家の改修費用等の一部を助成します。

対象者	1. 自己居住用の住宅として活用される方
	空き家を取得または賃借し、自己居住用として改修される方で下記条件を満たす方
2. 賃貸用の住宅として活用される方	空き家を下記条件を満たす入居者を対象とする賃貸住宅として改修される方
	条件：福岡市外から転入される方 又は、世帯分離により市内移動される方
対象物件	市街化調整区域内の1年間以上利用されていない空き家
補助率	改修工事費、設計費、家財道具の処分等に係る費用の1/2 ※家財道具の処分費用は、全体額の1/5の額を上限
上限額	100万円
その他	空き家を10年間以上活用すること (詳しくは裏面をご覧ください)

補助金交付申請の流れ（令和6年度）



申請期間 令和7年4月1日 から 随時募集

※予算額に達し次第、終了します

申請時の提出書類

<提出書類> 様式は福岡市ホームページに掲載しています

- 申請書
 - 事業計画概要書
 - 改修事業の内容が分かる図面等
 - 改修工事費見積書の写し（補助対象費用が確認できる書類）
 - 補助対象者であることを確認できる書類（住民票等）
 - 耐震性を確保していること、又は耐震性を確保する予定であることを確認できる書類
※建築の着工日が昭和56年5月31日以前の場合
 - 他自治体における市区町村税の滞納が無いことが確認できる書類
※市外から転入される場合、所有者が市外に居住する場合
 - その他市長が必要と認める書類
- 必須書類
○ 該当する場合のみ

<提出先>

福岡市 住宅都市局 地域まちづくり推進部 地域計画課

対象者の要件

空き家を取得して住む方

- ①いずれかに該当していること
- ・福岡市外から転入される方
 - ・世帯分離により市内移動される方

空き家を借りて住む方

- ①いずれかに該当していること
- ・福岡市外から転入される方
 - ・世帯分離により市内移動される方
- ②改修について、所有者等の合意を得ていること
- ③所有者が下記⑨⑩の要件に該当すること

空き家を貸す方

- ④居住者を左側①の要件を満たす者に限定すること
- ⑤居住者が下記⑨⑩の要件に該当すること

共通要件

- ⑥10年間以上空き家を活用すること
- ⑦福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと
- ⑧市外から転入する方や、空き家を賃貸する方で市外に居住する方は、居住地における市区町村税に係る徴収金（市区町村税及び延滞金等）に滞納がないこと
- ⑨福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- ⑩福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

対象空き家の要件

■ 空き家を取得して住む場合

いずれかに該当していること

- ・「区域指定型制度」を適用する地区内(※)にあること
- ・指定既存集落内において、線引きの日をまたいで存する住宅であること
- ・指定既存集落内において、既存宅地制度により建築された住宅であること
- ・指定既存集落内において、開発審査会の議を経て、使用者変更を許可された住宅であること

<指定既存集落>東区志賀島、蒲田、早良区入部、内野、脇山、西区北崎、元岡、今津、今宿、周船寺、橋本、金武、能古の各一部



※区域指定型制度
適用地区

■ 空き家を借りて住む、または空き家を貸す場合

いずれかに該当していること

- ・「区域指定型制度」を適用する地区内(※)にあること
- ・「福岡州市市街化調整区域既存住宅賃貸化実施要綱」により賃貸化する住宅であること

■ 共通要件

- ・交付申請日から遡って1年間以上利用者または居住者がいないこと
- ・建築基準法その他の建築に関係する法令に違反していないこと
- ・建築の着工日が昭和56年5月31日以前の場合、建築物の耐震性を確保していること
または、当該改修事業の完了までに建築物の耐震性を確保する予定であること
- ・災害ハザードエリア（災害危険区域、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、浸水想定区域(想定浸水深3m以上)）に指定された土地に建築されていないこと

対象となる経費

■ 改修工事費

- ・台所、浴室、洗面所又は便所などの改修工事費
 - ・給排水、電気又はガス設備などの改修工事費
 - ・屋根又は外壁などの外装改修工事費
 - ・壁紙の張り換えなどの内装改修工事費
- 等

■ その他

- ・設計費、家財道具等の搬出処分費、屋内外の清掃費

